

地域福祉計画について

◆地域福祉計画について

少子・高齢化や地域コミュニティの希薄化等が進行する中で、複雑・多様化する福祉ニーズや課題に対して、個人や家族で解決する「自助」、個人や家族だけでなく地域や関係団体に関わる「共助」、さらに行政に関わる「公助」といった仕組みをさらに強化し、市民・地域・行政等が互いに支えあい、協働することが求められています。

地域福祉計画は、地域福祉を推進するために最も地域住民に身近な行政主体である市が地域住民や関係団体等と協働し、福祉サービスや地域の福祉活動等への支援といった福祉コミュニティづくりの方針や方向性を示すものです。

また、地域福祉の主な推進主体である社会福祉協議会においても、民間の立場から地域福祉の推進を目的に地域住民の活動や行動を示す地域福祉推進計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

地域福祉推進の理念や仕組みを定める地域福祉計画と、推進するための活動や行動のあり方を示す地域福祉推進計画は、同じ目的のものであり、互いに関わりあい、連動する必要があることから、市と社会福祉協議会が共同で各計画を策定委員会において策定します。

◆計画期間について

(1) 第3次計画（現行計画）／ 令和2年度から令和6年度まで

(2) 第4次計画（次期計画）／ 令和7年度から令和11年度まで

⇒計画期間を5年間とし、推進会議において毎年度取組み内容の点検・評価を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行います。

◆策定体制について

(1) 策定委員会（加東市地域福祉計画策定委員会設置要綱第3条）

- ・ 識見を有する者
- ・ 公共的団体の役員及び職員
- ・ 市民を代表する各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- ・ 関係行政機関の職員
- ・ 上記のほか、市長が必要と認める者

以上の者の中から20名以内で組織することとしています。

(2) 策定部会（加東市地域福祉計画策定委員会設置要綱第7条）

市の計画に係る部局から担当者を選出し、策定部会を組織します。

各担当所管の個別計画と整合しながら内容を検討していきます。

<主な関連部局>

担当課	分野	関連個別計画
福祉総務課	総括	
社会福祉課	障害者福祉	障害者基本計画 障害福祉計画 障害児福祉計画
高齢介護課	高齢者福祉、介護保険事業	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
健康課	健康増進	健康増進計画
こども教育課	子育て支援	子ども・子育て支援事業計画
防災課	地域防災	地域防災計画

◆策定スケジュールについて

時期	取組内容
令和5年度 8月7日	令和5年度第1回策定委員会開催 ・委員長・副委員長の選任 ・地域福祉計画について ・アンケート調査について
9月	アンケート調査（回答期間は2週間程度で、返送期限は9月末）
10月～12月	結果分析、調査報告書の作成
令和6年2月頃	令和5年度第2回策定委員会開催 ・分析結果の報告 ・第4次計画骨子、次年度スケジュールの提案
令和6年度	策定委員会を4回程度開催